

自然公園関係資料

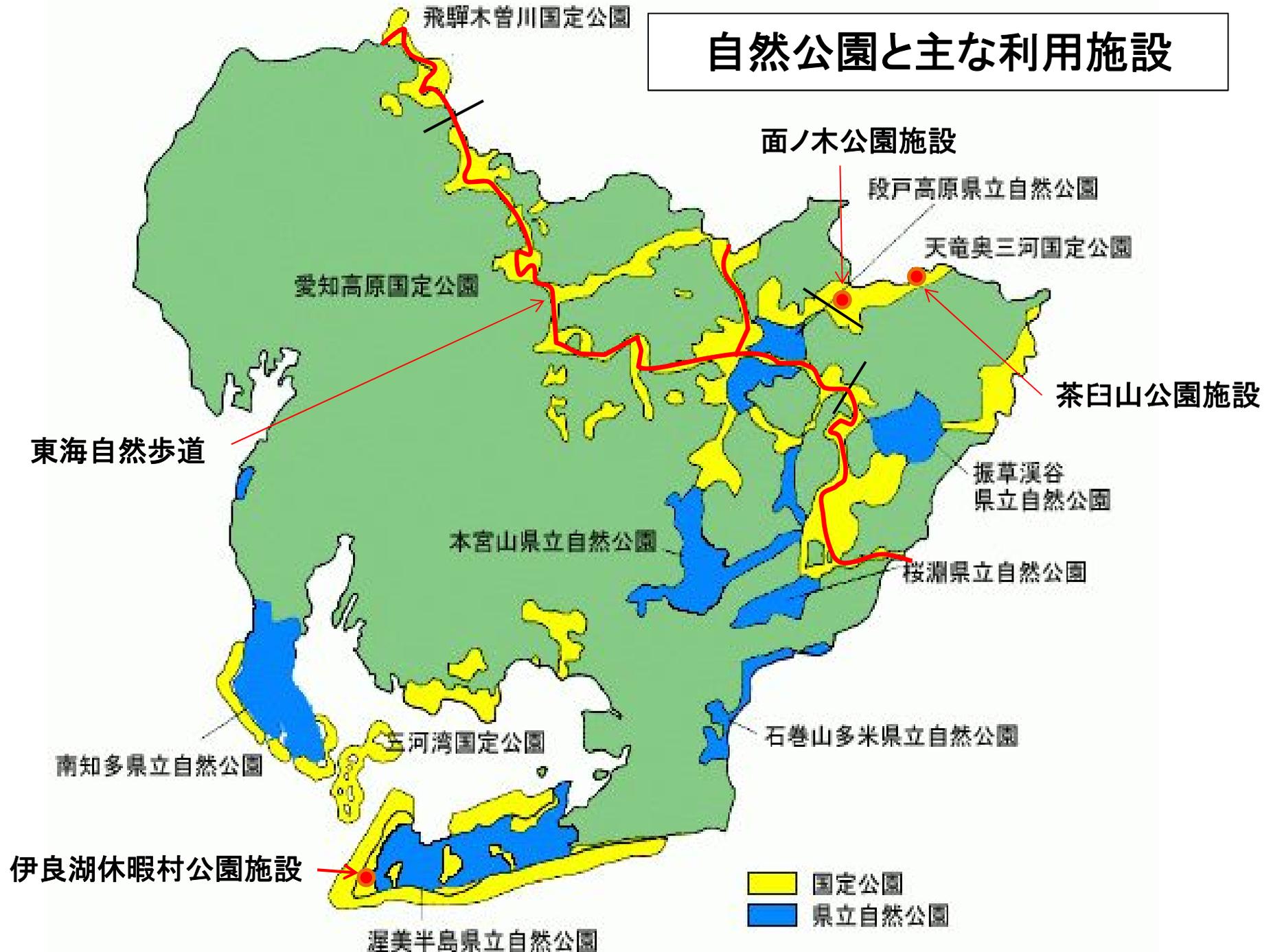
本県の自然公園区域の指定状況

単位[ha]

区分	公園区域	特別地域				普通地域	
		特別保護地区	第1種	第2種	第3種		
自然公園 (%)	88,881 (100)	62,581 (70.4)	205 (0.2)	239 (0.3)	15,038 (16.9)	47,089 (53.0)	26,300 (29.6)
国定公園 (%)	49,817 (100)	46,558 (93.5)	205 (0.4)	189 (0.4)	14,536 (29.2)	31,628 (63.5)	3,259 (6.5)
三河湾	9,457	8,569	20	6	2,976	5,567	888
飛驒木曾川	3,661	30,26	64	—	913	2,049	635
天竜奥三河	14,959	14,810	121	67	7,153	7,469	149
愛知高原	21,740	20,153	—	116	3,494	16,543	1,587
県立自然公園 (%)	39,064 (100)	16,023 (41.0)	— (—)	50 (0.1)	502 (1.3)	15,471 (39.6)	23,041 (59.0)
渥美半島	12,556	1	—	—	—	1	12,555
南知多	8,649	—	—	—	—	—	8,649
段戸高原	3,781	3,781	—	—	—	3,781	—
振草溪谷	2,198	2,000	—	—	—	2,000	198
本宮山	7,302	6,374	—	—	—	6,374	928
桜淵	2,517	1,806	—	24	381	1,401	711
石巻山多米	2,061	2,061	—	26	121	1,914	—

なお、本県の自然公園区域(88,881ha)は県全体(517,240ha)の約17.2%である。

自然公園と主な利用施設



<p>三河湾国定公園 (9,457ha)</p>	<p>南知多県立自然公園 (8,649ha)</p>	<p>渥美半島県立自然公園 (12,556ha)</p>
<p>太平洋から伊勢湾、三河湾の海岸地域を中心に広範囲に指定されている。</p> <p>渥美半島の太平洋岸では、荒波によって形成された海食崖が30kmにわたって発達し、豪壮な海食景観を形成している。</p>	<p>知多半島の三河湾国定公園に隣接する内陸部の一帯を占めている。</p> <p>知多半島の海岸部及び湾内に浮かぶ島々は三河湾国定公園となっており、海岸に続く内陸部の農業地帯が景観の中心となっている。</p>	<p>渥美半島の三河湾国定公園に隣接する内陸部の一帯を占めている。</p> <p>渥美半島の海岸部及び湾内に浮かぶ島々は三河湾国定公園となっており、海岸に続く内陸部の農業地帯が景観の中心となっている。</p>
<div data-bbox="362 762 624 1034" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="456 1050 555 1098">竹島</p> <div data-bbox="336 1118 694 1374" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="407 1398 600 1445">野間灯台</p>	<div data-bbox="844 879 1391 1267" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1021 1342 1214 1390">師崎周辺</p>	<div data-bbox="1447 887 2002 1267" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1503 1342 1957 1390">黒河湿地のシデコブシ</p>

天竜奥三河国定公園 (14,959ha)

愛知、長野の県境にある茶臼山は、本県の最高峰であり、山頂からは南アルプス、御岳山などが展望できる。

茶臼山・天狗棚付近には、ブナを交えた落葉広葉樹林が生育し、面ノ木峠付近にはブナ天然林が残されており特別保護地区に指定されている。



天狗棚展望台

愛知高原国定公園 (21,740ha)

木曾山地の南端に位置し、愛知県北部の山岳地帯である三河山地の一部と、その西に連なる三河高原及び尾張北東部にある愛岐丘陵南部を含めた高原景観と、矢作川上流部を中心とした河川景観が特色。

高原や溪谷の優れた景観地帯を縫うように東海自然歩道が走っている。



長ノ山湿原

段戸高原
県立自然公園
(3,781ha)

出来山及び段戸山に連なる標高1,000m余りの高原地帯で、周辺山岳の寧比曾岳・筈ヶ岳などの山々と一体となって、愛知県の屋根ともいわれる山岳景観が特色である。



駒ヶ原林道からの眺望

石巻山多米
県立自然公園
(2,061ha)

静岡県境を走る弓張山系一帯の地域で、稜線からの展望に恵まれている。

また、石巻山頂の石灰岩地帯植物群落や湧水湿地として国内最大級の広さを誇る葦毛湿原のように植物学上貴重なものも多くみられる。



葦毛湿原

本宮山
県立自然公園
(7,302ha)

東三河山地の山岳地帯が始まる最南端の名山である本宮山の山地景観を中心とし、闇苅溪谷、巴山、雁峰山等の山々及び巴川、寒狭川の河川景観からなる地域である。



本宮山山頂からの眺望

振草溪谷
県立自然公園
(2,198ha)

天竜奥三河国定公園に接し、奥三河特有の山岳景観と岩古谷山などを背景として流れる振草川の溪谷美とからなる自然景勝の地域である。



振草溪谷と明神山

飛騨木曾川国定公園
(3,661ha)

愛知・岐阜両県にまたがり、飛騨川と木曾川の河川景観を中心とした公園。

木曾川については深沢峡から下流犬山までの約70kmとその支流の可児川・荒川の一部が含まれている



木曾川と犬山城

桜淵県立自然公園
(2,517ha)

豊川の清流、桜の名所として古くから有名な桜淵を中核とした公園であり、宇利峠付近からの展望にも恵まれている



豊川河畔

東海自然歩道

新城市 ~ 犬山市 全長211km

東京の「明治の森高尾国定公園」から大阪の「明治の森箕面国定公園」まで、1都2府8県にまたがり緑豊かな自然と貴重な文化財をたずねる全長1,697kmの歩道である。

本県では、天竜奥三河国定公園、愛知高原国定公園及び飛騨木曾川国定公園の3つの国定公園にまたがる新城市から犬山市までの全長211kmとなっており、県民に自然散策の場として親しまれている。



東海自然歩道

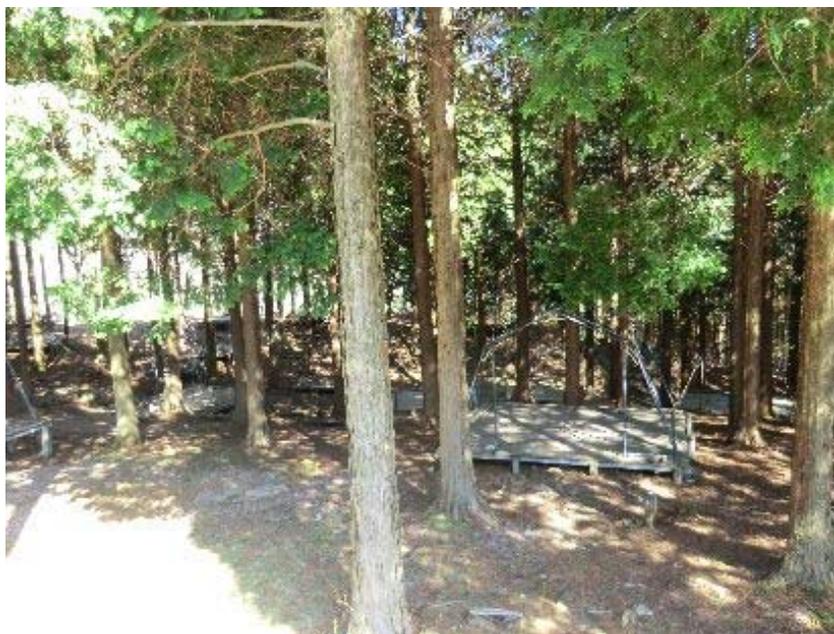


阿寺の七滝(新城市)

茶臼山公園施設

天竜奥三河国定公園
北設楽郡豊根村 約7.6ha

愛知県最高峰1,415mの茶臼山山麓を中心とする標高1,300m前後の一帯で小起伏のある高原が広がっている。県のキャンプ場、豊根村のスキー場、休暇村協会の宿泊施設があり、1年を通じて多くの人に利用されている。



茶臼山キャンプ場



茶臼山スキー場(豊根村管理)

面ノ木公園施設

天竜奥三河国定公園
北設楽郡設楽町 約52ha

新緑の季節には、霧の中にミツバツツジの群生が一際映え、秋にはカラマツ林の黄葉が美しく、冬にはブナの原生林が樹氷により真っ白に化粧し壮大な冬景色を見せる。四季折々に様々な表情の自然とふれ合うことができる。

施設の内容については、園地、ビジターセンター、休憩所、公衆便所がある。



面ノ木ビジターセンター



面ノ木 樹氷

伊良湖休暇村公園施設

三河湾国定公園内
田原市 約48ha

渥美半島の伊良湖地区にある公園施設であり、県が整備した園地、キャンプ場等と休暇村協会が整備した宿泊施設、テニスコート、コテージ等がある。

周辺の海岸にはハギクソウ、ハマウツボなどの海浜性植物が自生しており、また、サシバ等の猛禽類の渡りの観察ができることやアカウミガメの産卵場所である表浜も近くに存在する。



伊良湖休暇村からの景観



サシバの渡りの状況

規制計画の区域区分

特別保護地区		公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区 (都道府県立自然公園には特別保護地区の制度はない。)
特別地域		特別保護地区に準ずる地域
	第1種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域
	第2種特別地域	第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域
	第3種特別地域	通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
普通地域		特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域

自然公園内の行為規制の概要

区分		行為の規制概要	
		許可できない行為	許可することが可能な行為
特別保護地区		原則不許可(右欄の行為を除く)	既存建築物の改築等
特別地域	第1種	原則不許可(右欄の行為を除く)	既存建築物の改築等、公益上等のために必要な車道の新築、改築、増築、単木択伐法による木竹の伐採
	第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・集团的に建築物を建築させるための土地の形状変更 ・ゴルフ場の造成のための土地の形状変更 ・露天掘りによる新規の土石採取 ・廃棄物処理施設は原則不許可 ・廃棄物の野積み行為は原則不許可 	既存建築物の改築等の他、高さ・建ぺい率・容積率等が制限内の建築物の新築、改築、増築 <ul style="list-style-type: none"> ・公益上等のために必要な車道の新築、改築、増築 ・原則択伐法による木竹の伐採 ・土地の形状変更 等
	第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・集团的に建築物を建築させるための土地の形状変更 ・ゴルフ場の造成のための土地の形状変更 ・露天掘りによる新規の土石採取 ・廃棄物処理施設は原則不許可 ・廃棄物の野積み行為は原則不許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の改築等の他、高さ・建ぺい率・容積率等が制限内の建築物の新築、改築、増築 ・公益上等のために必要な車道の新築、改築、増築 ・木竹の伐採(とくに要件なし) ・土地の形状変更 等
普通地域		事前に届出が必要な行為 <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新築、改築、増築 ・特別地域内の河川湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること ・広告物等の掲出、設置、表示 ・水面の埋立、干拓 ・鉱物の掘採、土石の採取 ・土地の形状変更 	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 愛知県立自然公園 県内にある優れた自然の風景地（国定公園の区域を除く。）であつて、知事が第四条の規定により指定するものをいう。
- 二 公園計画 愛知県立自然公園（以下「県立自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- 三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、県立自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。
- 四 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、県立自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第三条 省略

第二章 指定、公園計画及び公園事業

（指定）

第四条 県立自然公園は、知事が、関係市町村の申出により、愛知県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

- 2 知事は、県立自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 3 県立自然公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

（指定の解除及び区域の変更）

第五条 知事は、県立自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その区域を拡張する場合には、関係市町村の申出によらなければならない。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、県立自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

（公園計画の決定）

第六条 公園計画は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

（公園計画の廃止及び変更）

第七条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

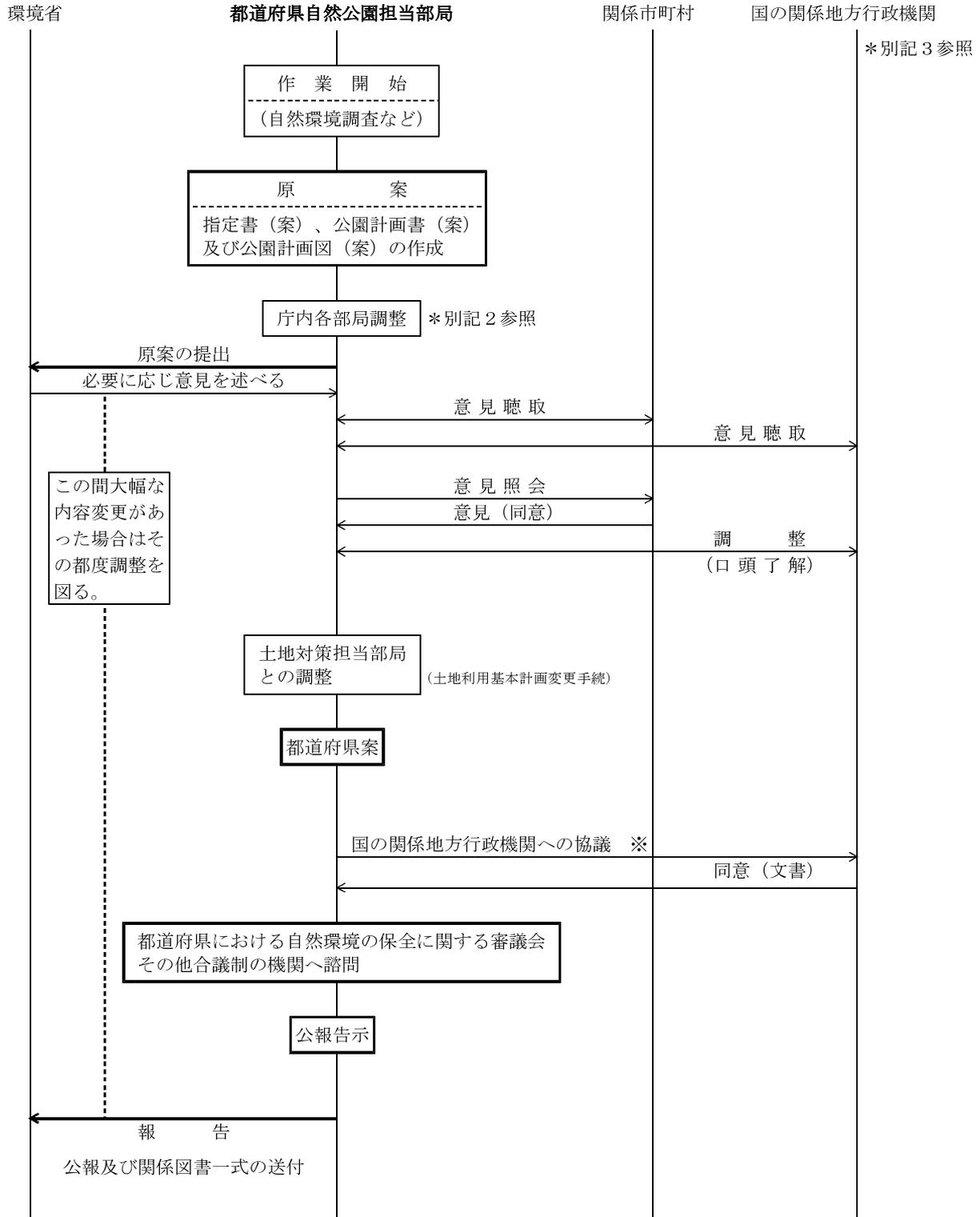
（公園事業の決定、廃止及び変更）

第八条 公園事業は、知事が決定する。

- 2 知事は、重要と認める公園事業を決定し、廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、公園事業を決定し、廃止し、又は変更したときは、その概要を公示しなければならない。

以下、省略

都道府県立自然公園の指定に関する手順（標準例）



※ 乗入れ規制区域を指定する場合は、国の関係地方行政機関協議の段階で、環境省を通じて防衛省に協議するものとする。